

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号 管理番号	提案主体 名	都道府県 コード	制度の所管 関係官庁
0820010	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	教育職員免許法第16条の2	幼稚園における教職員については幼稚園の教員免許状を有するものでなければなりません。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を創設し、同資格の認定試験を一元化する。	幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないよう努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日会場での、1回限りの試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。	C	-	幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳から5の子どもを対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園。保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の違い・役割の違いを踏まえたものとなっています。このため、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切な教育課程を編成して満3歳から5の子どもに指導に当たる能力を有することに力が置かれているのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0-2歳児の低年齢児を含む子どもを保育に当たる能力の養成に力が置かれているものであって、これを単に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。しかし、ご指摘にもありますように、昨年度、就学前の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設を認定する「認定子ども園」制度が創設されるなど、幼保連携が進んでいることから、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を図ります。		1 0 3 8 0 8 0	社団法人 日本 ニュービ ジネス協 議会連合 会	13 東京都	文部科学省 厚生労働省
0820020	専修学校(専門学校)に幼稚園教諭養成機関を指定すること	教育職員免許法別表第一編考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	保育士養成施設の指定を受けている専修学校(専門学校)を幼稚園教諭養成機関とすることにより、保育士と幼稚園教諭の資格が、2年間で同時に取得できるようにすること。	提案理由 「認定子ども園」等の幼保一元化の流れの中で幼稚園教諭免許および保育士資格両資格を持つ人材が望まれるなど、幼児保育事業に従事する専門職を取り巻く環境が変化している。大学等では、幼稚園教諭免許と保育士資格の同時取得を可能としているのに対し、専門学校においては、幼稚園教諭養成機関の指定が、過去行われていたものの現在認められておらず、幼稚園教諭免許を取得することができない。そのため、大学等の通信課程を3年間履修することで免許・資格を取得させる専門学校もあが、北海道にはかかる大学が日本全国で僅かな存在の大学の課程を履修させるを得ない。このため学生にとり二重の学費に加え本州で行われるスクリーニング・単位認定試験の出席など時間的・経済的負担が多くなる。保育士養成施設と幼稚園教諭養成機関の教育カリキュラムは共通科目が多く、保育士養成施設である専門学校は、保育士養成の実績があることから、幼稚園教諭養成機関として、その役割を担うことは十分可能である。大学等において、両資格の同時取得を認め、専門学校に認めないことについて、合理的な理由はなく、専門学校が高等教育機関として社会や学生のニーズに応えていきたい。	F	-	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたことです。新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことにも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないことです。	平成16年 9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み	1 0 4 8 0 0 1 0	学校法人 吉田学 園・学校 法人東原 1学園	1 北海道	文部科学省
0820030	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	教育職員免許法別表第一編考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	現行の教員免許法に規定する幼稚園教諭二種免許の取得について、その施行規則に準じ、要件を満たした場合には、厚生労働省指定保育士養成施設の専修学校専門課程においても、幼稚園教諭二種免許を取得可能とする。	保育士養成校卒業生が保育所への就職を希望する際に幼稚園教諭免許を取得していないことで、就職活動に不利を受けさせないようにすることを目的とする。具体的には、現行の教育職員免許法施行規則では、教員養成機関の指定は大学の課程における教員の養成数に不十分な場合に限り行うものとされていることから、その条件を廃止するは見えず。見直し場合には、指定保育士養成施設に在学する専修学校生のみ幼稚園教諭二種免許の取得を可能とする。	F	-	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたことです。新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことにも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないことです。	平成16年 9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み	1 0 8 1 0 0 1 0	学校法人 新潟福祉 医療学園 新潟福祉 医療専門 学校	15 新潟県	文部科学省
0820040	幼稚園教諭養成の授業等開設方法の柔軟化	教育職員免許法別表第一編考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項 専修学校設置基準第12条	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	一定の要件を満たす専修学校に通信教育課程を新設し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を取得可能とする。	昨今の幼稚園における運営時間の延長化等による多種多様な変化に対応しうる人材が必要とされる中、幼稚園教諭の養成を専修学校において通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。具体的には、通信教育課程による幼稚園教諭の養成は、大学又は短大に限定されているので、その基準要件を見直し、専修学校設置基準に通信教育課程を設置して、指定保育士養成の専修学校には、通信教育により幼稚園教諭の養成を可能とする。	F	-	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたことです。新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことにも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないことです。なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則では、大学・指定教員養成機関の別を問わず、免許状を取得するための通信方法については、特種の制限はありません。また、専修学校は実験・実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められておりません。しかしながら、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち54分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっております。	平成16年 9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み	1 0 8 1 0 0 2 0	学校法人 新潟福祉 医療学園 新潟福祉 医療専門 学校	15 新潟県	文部科学省
0820050	保育士養成の授業等開設方法の柔軟化	専修学校設置基準第12条	専修学校の授業科目の履修にあたっては、課程の終了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えない範囲で、メディアを利用した履修が可能です。	指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。	提案理由：通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考え。教育指導措置：対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ること、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	D	-	専修学校は実験・実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められておりません。専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっております。(通信教育での保育士養成の是非については厚生労働省の回答をご確認ください。)	1 0 8 1 0 0 3 0	学校法人 新潟福祉 医療学園 新潟福祉 医療専門 学校	15 新潟県	文部科学省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820060	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定ことも園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設(幼稚園舎等)の財産処分取扱いについて(平成15年11月28日15文科初第641号) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成19年3月28日18文科第601号)	国庫補助を受けて整備した幼稚園施設を補助目的に反して使用する場合は、原則として財産処分の承認手続きを必要としますが、国庫補助事業完了後10年を経過し、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを不要としています。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定ことも園として認定を受ける場合、転用にかかる財産処分の目的外使用の承認を必要とする	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定ことも園として認定を受ける場合、転用にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。	D	-	国庫補助を受けて整備した幼稚園を、保育所又は認可外保育施設に転用する場合の財産処分手続きについては、認定ことも園の認定の有無にかかわらず、国庫補助事業完了後10年を経過し、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを不要としているところである。		兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820070	小学校の漢字教育にかかわる教育課程の弾力的運用	学校教育法施行規則第25条 小学校学習指導要領	小学校学習指導要領上、「学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。」とされています。	学年別漢字配当表を超えた漢字学習を可能とするため、現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和すること。	(現状) ・現在、小中学校の総合的な学習の時間内で、故臼川静先生が研究した漢字の系統立てた学習指導を実施している。 (提案理由) ・現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和し、学年ごとに学習することが定められている学年別漢字配当表を弾力的に運用して、系統立てた漢字教育を可能とする。 (代償措置) ・各学年末等に漢字テストを実施し、漢字の習熟度が低い児童・生徒に対し、別途、個別学習を実施する。	D	-	ご提案有難うございます。現在、小学校における漢字の指導については学習指導要領において以下のように示されています。 小学校学習指導要領 第2章 各教科 第1節 国語 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い ③漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。 ア 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。 イ 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過度にならないよう配慮すること。 ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。 すなわち、ご提案の学年別漢字配当表の弾力的運用は、児童の学習負担に配慮しつつ実施されるならば現行制度下においても実現可能です。		福井県	18 福井県	文部科学省	
0820080	学校設置主体の弾力化	学校教育法第2条等 構造改革特別区域法第13条	学校教育法上、学校は、国、地方公共団体、学校法人のみが設置できるとされているところですが、構造改革特別区域の認定を受ければ、不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)を対象とする場合に限り、NPO法人でも学校設置(高校以下)が認められています。	「NPO法人による学校設置」をはじめ各方面で様々な試みがなされている。各種NPO法人の中にも、教育の分野にその実践的経験を応用し、独自の関わりを持っている事例も多くなっているが、全日制の教育機関として義務教育を担うには至っていない。日本の義務教育制度が成熟期を迎える中、新たな活路を拓くために、未来の地球 人類をみつめた教育理想実現への意欲と方法論を持つNPO法人もその一翼を担えるものと考え、学校設置の道をめぐるものである。	想定しているのは小規模な全日制の義務教育機関で、国が定める教育内容を踏襲しつつ、設置主体がこれまで培ってきた経験、手法、人的ネットワークを生かした教育を実践したいと考える。対象を特定したり、特殊な人材育成を目指すのではなく、人として、また、21世紀を生きる人材としての、世界人類をみすえた人間力づくりに主眼を置く。教育分野において短期間での経済的効果は測りがたいものがあるが、教育の形と手法の新しい選択肢を提示することで、既存の教育に刺激や影響を与えるという点では、社会的に有効な存在は発現できると、構造的役割を担えるものと考え、また、世界、地域を示さず資源を活用した運営になるの、不ずと地域の活性化にも貢献できると考える。 現在、佐賀県内の小・中学校では積極的に行っている試みがなされているものの、既存の枠組みの範囲を超えることは容易ではないと思われる。幸い、地域的に教育への関心が高く、理として今後を見据えた人材育成を積極的に行うことを打ち出している今、ひとつの新しい選択肢をつくる好機だと捉えている。生物学の教育を軸に、国際、環境、いのち、日本文化、農業、コミュニケーション、外国語などの要素を副次的、一過的に扱うのではなく、じっくりと日常生活に根ざした形で取り組むためには、全日制学校という形が必要である。 NPO法人が、財政面、人材面において、活動を支援してくれる個人や団体、また、関係諸機関との協働を通じて、小規模で実現可能な学校モデルを構築することは十分可能だと考える。	D	-	構造改革特別区域法第13条に基づき、不登校児童生徒等を対象にNPO法人が学校を設置することも可能となっており、ご不明な点は何なりとお問い合わせください。		1 0 9 7 0 1 0	特定非営利活動法人 夢の学校をつくる会	41 佐賀県	文部科学省
0820090	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	学校教育法第82条の3第3項 学校教育法施行規則第77条の5	専修学校専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して教育を行います。	「外国人就学生に対し、専修学校専門課程の要件を緩和し、年齢、学歴に捉われず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度を受け入れを可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従業者の質の低下は危惧される問題である。外務省・厚生労働省が連携し、フリビシム介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められているが、今後入力が増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会をもつ高能力豊かな人材育成が必要であり、外国人個人に対し柔軟に対応できる点において民間企業による専修学校の設置は望ましいと考える。また入学資格を緩和させ、我が国と教育制度の異なる国における就学生に対しては、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に付けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるかと考える。	D	-	専修学校専門課程の入学資格については、学校教育法において高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められることであるが、学校教育法施行規則第77条の5の第3号において、「専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認め、十八歳に達したもののも入学可能となっている。また、専修学校への就学入校にあたっては、先述した教育指導を行う観点から、入学定員等は適切なものとする必要があるが、高学力及び就学生に優先した入学許可指書については、設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までとされているところである。したがって、ご提案には現行の制度でご対応いただけるものと考えます。		1 0 7 5 0 3 2	ウエルコ ンサル株 式会社	29 奈良県	文部科学省 厚生労働省
0820100	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	専修学校設置基準第14条	専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として授業科目を履修することが可能です。	[内容] 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適応化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行)一年以上を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	[実施内容] 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に慣らし、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 [提案理由・目的・効果等] 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業を実施しているが、就業前の日本社会慣熟期間に対応する在留資格が無い。結果「昨日本で本職、明日から日本の職員の要員」となり、就労準備期間による円滑活用、定着性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの委託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等専門学校による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上以上の修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。	D	-	【内容】のご提案について、専修学校の修業年限については、青少年に対し、職業・技術教育を行い相当の効果を挙げるためには少なくとも一年以上でなければ十分な教育成果を挙げ得ないことから、一年を最低修業年限と定めているものです。なお、専修学校においては、修業年限一年未満の科目等履修生として一又は複数の授業科目を履修することが可能となっていますが、その科目等履修生に対し在留資格を与えるか否かについては、別途、担当省庁における判断が必要と考えます。	福岡・アニア グレート ウェイ 構想	1 8 7 0 7	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820110	私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加える	学校教育法第82条の8	専修学校の設置認可は所轄庁である都道府県長事が行います。	構造改革特区の公私協力学校として、高等学校、幼稚園が上げられているが、地方の看護専門学校も公私協力学校に加えることにより、実際に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護師不足に対応し地方の健全な振興に寄与する。	事業の実施内容 に学校法人看護専門学校を設立する 私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加えることにより、公共団体等と連携及び協力により、実際に地方で勤務する看護師を養成すること このこと、地震と過疎、超高齢化に悩んでいるに活力と元気を与えることとなる 今後地元公共団体等と早急に協議を進める 提案理由 が廃止となっており、更に本年3月25日M6.9震度6強 半島地震の災害は、過疎、高齢社会に起因し大きな衝撃を与えた では、年齢の高い看護師が多くなっている(看護師で50歳以上が32%を占める、資料 石川県第5次医療計画(H.19.4.1計画策定及び公示)の中で、今後特ににおける看護職員不足が懸念されると明記されている の高校を出て、看護学校を卒業してもには戻らないので、このままでは病院の存続が危ぶまれる 地元の看護専門学校卒、地元で就職することで若者が定住し、結婚、出産により遠方からの脱却にも貢献できる以上の理由からでの看護専門学校の設立が急務となっている	D	-	ご提案の「公共団体等と連携協力」の具体的な内容が不明ですが、専門学校において地方公共団体と一定の連携協力を行うことは現行制度上でも可能ですが、専門学校での設置認可については、所轄庁である県が行うこととなっておりますので、ご提案の専門学校の設置については、まず県とご相談ください。	公私協力看護専門学校構想	1 1 8 5 0 1 0	個人	17 石川県	文部科学省
0820120	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	第9次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるよう検討する(F回答)とされた事項である。文化・スポーツと社会教育とは密接な関連のある事項であり、社会教育についても市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的な検討状況及び今後のスケジュールについて回答いただきたい。	F	(平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	-	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところでです。	1 0 3 3 2 0 2 0	多治見市	21 岐阜県	総務省 文部科学省
0820130	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲(社会教育分野等について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元し、弾力的に受け止める、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。 当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出5部門を市長部局(文化振興部)に移譲し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により、教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元化、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。 [代替措置] 平成18年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇話会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。	F	(平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	-	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところでです。	1 0 1 5 0 1 0	鈴鹿市	24 三重県	総務省 文部科学省
0820140	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲(文化財について)	地方自治法第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。	地方自治法第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、及び執行する。 1-13(略) 14 文化財の保護に関すること。 15-19(略)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限)第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 1-13(略) 14 文化財の保護に関すること。 15-19(略)	現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元し、弾力的に受け止める、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。 当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出5部門を市長部局(文化振興部)に移譲し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により、教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元化、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。 [代替措置] 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇話会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。	C	-	文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合は、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となります。 ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。 文化財保護は、文化財を保護し継承していくという使命と、地域づくりや観光のために活用していくという使命が相反する場合が生じかねない行政分野であり、保存と活用のバランスを適正に担保する必要があります。そのため、首長部局の行う開発行為や文化財を活用した観光施策等の適正性・正当性を担保する上で、首長は独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要があります。また、文化財は一旦滅失を損すれば現状回復が困難であるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることを避けるためにも、首長から独立した教育委員会が担当する必要があります。 文化財の指定や保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められます。その際、首長の判断により意思決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な抑止力を有しておく必要があります。 文化財保護は、保存と活用の調和のとれた施策が講じられることが不可欠な行政分野であり、万一、首長部局によって、過度に活用を重視するなど不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、最終的な権限は教育委員会に留保しておくことが必要であると考えます。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が唱えられているところでです。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、186通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化・スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところでです。文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所掌することとされたところでです。	1 0 1 5 0 1 1	鈴鹿市	24 三重県	文部科学省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820150	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管(社会教育について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は特例において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方自治法第180条の8(学校に関するものを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関するものを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信頼を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F (平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	-	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところである。		1 1 1 7 0 1 0	千代田区	13 東京都	総務省 文部科学省
0820160	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管(文化財保護について)	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 文化財保護法	地方自治法 第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限) 第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 1-13(略) 14 文化財の保護に関すること。 15-19(略) 文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められている。	地方自治法第180条の8(学校に関するものを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関するものを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信頼を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	C	-	文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。 ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。 文化財保護は、文化財を保護し継承していく必要と、地域づくりや観光のために活用していくという必要性が相反する場合が生じかねない行政分野であり、保存と活用のバランスを適正に担保する必要があります。そのため、首長部局の行う開発行為や文化財を活用した観光施策等の適正性・正当性を担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要があります。また、文化財は一旦失くせば戻すのは原則困難であるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることを避けるためにも、首長から独立した教育委員会が担当する必要があります。 文化財の指定や保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められます。その際、首長の判断により意思決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な抑止力を有して行うことが必要です。 文化財保護は、保存と活用の調和のとれた施策が講じられることが不可欠な行政分野であり、万一、首長部局によって、過剰に活用を重視するなど不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できる。最終的な権限は教育委員会に留保しておくことが必要であると考えます。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところです。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化・スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所管することとしたところです。		1 1 1 7 0 1 1	千代田区	13 東京都	文部科学省
0820170	特定の用語使用要件の緩和	学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条、第69条の2 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第3条 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第3条	「大学には、学部を置くことを常例とする」とされています。 短期大学には学部を置かず、学部を置くものとされています。 専修学校には学部を置くものとされています。	現行法で規定されている、大学に認められている「学部」という教育課程説明表記を一定の要件を満たしている専修学校には使用可能とする。	大学に限られる「学部」という教育課程の表記を専修学校にも取り入れる事により、現在の教育改革を推し進め、更に高い教育レベルを目指す。提案理由:平成17年の高度専門士の称号規定により(平成17年文部省告示第139号第1条)、専修学校の専門課程の修了者も一定の要件を満たす者は、大学院への進学が可能になった。更に現在の教育界の動向を呈と、従来専門学生の教育分野と見なされてきた特殊専門分野も大学はその科目に取り入れ、又、専修学校も大学と同様のより高度な教育提供している。教育課程の表記に於いて大学のみが「学部」、専修学校が「課程」とする規定は、優良な大学と専修学校が共存共栄してゆくことを将来を妨げるものとする。例えば、当校には専門士と専攻の学生だけでなく提携大学の学生も専攻の専攻の者、及び留学者が存在する。提携大学の授業は其々の大学の担当教授が当校にて授業を行うもので、専修学校の学内に於いて大学の授業が執行されている。又、専門士、学生いずれの課程修了者であっても、当校からの推薦を受け、且つ大学院側の設ける規定を満足させる学力を備えた者はオクスフォード大学院の修士課程に進学する事ができる。この様な教育活動の状況を鑑みると、専修学校と大学の両方の長所が結集した校風にあり、当校の提供する教育内容に対して「学部」という用語を使用する事が適当とここに提案するものである。代替措置 単個専修学校に於いてはその教育の専門性の強さから「学部」という表記の使用はその教育特性を不明瞭にする事から不適切とし、其々の専修学校の教育課程の特性を明確化する。	C	-	学校教育法第53条においては「大学は、学部を置くことを常例とする」とあり、同法第69条の2においては、短期大学には学部を置かず学科を置く旨の規定がなされています。また、専修学校設置基準では、第3条に、専修学校には学部を置く(旨の規定がありますが、学部についての規定は存在しません)。以上ことから、専修学校が「学部」という表記を用いることは、法令上禁止されていませんが、学校教育法上、学部は4年制大学にのみ置くことが想定されていると考えられ、混乱を招く恐れがあることから、望ましくありません。		1 0 6 0 0 0 1 0	学校法人 田中育英 会	13 東京都	文部科学省
0820180	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学	学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条、第69条の2、第70条の9、第82条の10 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第22号)第70条の7、第72条の6、第77条の8	大学への編入学については、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程から行うことが認められています。	各大学において、編入学出願資格として「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校と同等の学力を持った者」を個別に判断し、職業能力開発短期大学の教育課程等を評価し、編入学できるようにする。	平成15年度の集中提案では、文部科学省から「制度上の担保のない職業能力開発短期大学の修了者の大学への編入学は認められない」との回答があった。技術者不足の中、企業ニーズにあった高度な職業訓練を受けている職業能力開発短期大学(以下短期大学校)という、1の修了者の多くが地産地消に貢献し中堅技術者として活躍しているが、学習段階で技術に興味を持ち更に高度な技術の修得を目指す者もおり、イノベーションに貢献する人材の育成及び若者のチャレンジ支援の観点から、進路の選択肢を広げることが重要な課題である。特に九州においては、「ITや自動車産業の集積が進み、ものづくりを支える人材の養成が大きな課題となっている中、学校教育法の制度とは異なるというだけで、果敢に技術短期大学校から大学への編入学が認められない10は、本県の産業発展の要となる人材の養成を阻んでいく大きなマイナスである。短期大学の教育体制や教育課程の内容を十分なものと認め編入学を可能にしたとしても、各大学の編入学では学科・面接試験等で選抜されており、一定の学力が保証される中で、多様な生徒に對しては高校卒業認定試験制度同様、一定学力を持つ人が誰でも挑戦できる大学編入学制度の整備をお願いしたい。	C	-	編入学は、大学とは異なる学校種からの異動、大学の卒業要件の例外となるため、編入学前の学校等における教育等が学校教育法体系の中で制度的に担保されているものに限定して認められています。 職業能力開発短期大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、その入学資格、卒業要件、教員組織、施設・設備等について、法令上た大学と同等と判断することはできません。ご提案は認められません。		1 0 5 0 3 0 1 0	熊本県	43 熊本県	文部科学省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820190	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用方法の拡大	国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(平成17年3月29日付16文科高第101号)独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条	現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっており(平成17年3月29日付16文科高第101号)。なお、国立大学法人の余裕金の運用方法については、国債、地方債、政府保証債その他主権大臣の指定する有価証券、銀行その他主権大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、信託業務を営む金融機関への金銭信託となっています(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条)。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から株式による出資を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式によっても運用できることとする。	現行制度においては、独立行政法人に余裕金がある場合について、株式による運用を行うことはできないこととされているが、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等の出資、ストックオプション等による出資からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であって出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設の目的であり、その自主的な活動を行う民間企業に対する民間企業からの寄附についても、できる限り自由な形態を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれて国立大学としての総合力を発揮し、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における産業集積の形成、地域企業に生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、自由な形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の弊害は考えられない。	C	-	現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等により株式及びストックオプションを取得することは可能となっており(平成17年3月29日付16文科高第101号)。一方、独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所定の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されるわけではなく考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用をいゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、現段階において、余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えられています。なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的な内容を検討していきたいと考えています。国立大学法人の出資に関する提案に対する回答については、管理コード0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照ください。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1066020	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	総務省 文部科学省
0820200	国立大学法人による出資の対象の拡大	国立大学法人法第22条第1項第6号 国立大学法人法施行令第3条	国立大学法人の出資の対象については、「技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」として、特定大学技術移転事業を実施する者(大学等における技術に関する研究開発の民間事業者への移転の促進に関する法律による承認を受けた技術移転機関(以下「承認TLO」という。))が対象となっています。	現行制度においては、国立大学による出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業である特定大学技術移転事業を実施する者に限られていますが、これを当該国立大学における研究活動の成果であって、技術に関するものも含め、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者にまで拡大する。なお、出資の比率については50%未満を上限とする。	現行制度では、国立大学が業務として出資を行うことができるのは、特定大学技術移転事業を実施する者に対してのみであるが、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究の成果を当該地域において活用するための事業こそ出資の対象とすべきである。また、国立大学の自由な活動という観点からしても、出資の範囲を限定することは妥当ではない。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的であり、これを自ら行った研究の成果として位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれて国立大学としての総合力を発揮し、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランド等の展開、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における産業集積の形成、地域企業に生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資を行うに当たっては、上限を50%未満とすることにより、民間企業等と共同で出資することにより、リスクが軽減されるだけでなく、当該事業の管理及び運営を民間企業と共同で行うこととなるので、国立大学法人が単独で行った場合に比べてリスクが軽減されるものと考えられる。	C	-	いわゆる承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づき、特定大学技術移転事業(大学における技術に関する研究成果について、特許権等の譲渡等により、当該研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、当該大学における研究の進展に資するもの)の実施に関する計画について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた。したがって、出資対象とするに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性が担保されています。また、産官連携・知的財産戦略の中での位置づけの重要性にかんがみ、政策的見地から出資対象とする必要性が高いものです。ご提案主体からお示しいただいた具体的な事業については、このような公益性や成熟性が担保されておらず、政策的見地からの必要性も不十分であるため、現段階では、出資対象に含めることは困難であると考えています。国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言も踏まえ、事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的な内容を検討していきたいと考えています。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1066030	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	文部科学省
0820210	国立大学法人の所有する不動産の活用事業	国立大学法人法第22条第1項	国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、国立大学法人法第22条第1項に規定する業務の範囲内にあることが必要です。	現行制度においては、国立大学が業務として出資を行うことができるのは、特定大学技術移転事業を実施する者に対してのみであるが、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究の成果を当該地域において活用するための事業こそ出資の対象とすべきである。また、国立大学の自由な活動という観点からしても、出資の範囲を限定することは妥当ではない。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的であり、これを自ら行った研究の成果として位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれて国立大学としての総合力を発揮し、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランド等の展開、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における産業集積の形成、地域企業に生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資を行うに当たっては、上限を50%未満とすることにより、民間企業等と共同で出資することにより、リスクが軽減されるだけでなく、当該事業の管理及び運営を民間企業と共同で行うこととなるので、国立大学法人が単独で行った場合に比べてリスクが軽減されるものと考えられる。	D	-	国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、法人化の際、現に教育研究に利用している資産及び将来的に利用計画のある資産として国から出資されたことや、国立大学法人の運営費が公的資金に支えられていることも踏まえつつ、国立大学法人法第22条第1項の業務の範囲内である必要があります。ご提案の民間利益施設の具体的な内容が明確ではありませんが、産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等の不動産を、当該国立大学法人と連携して研究を行う民間事業者等に対し賃貸することや、民間資金を活用して産学連携施設を建設することは、現行制度でも可能になっています。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1066040	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	文部科学省	
0820220	ボランティア活動による大学の単位取得	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条、第25条	大学設置基準において、授業は、講義と実習とを主として実施し、講義は、講義のいすりかにより又はこれらの併用により行うものとされています。また実習については30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって単位とするとされています。	現在、大学において通常授業以外で単位取得が認められているのは、教員免許保持者や社会教育主事等による実習、または資格取得等何らかの成果に結びつく学校と定められている。そこで、ボランティアによるボランティアコーディネーター制度導入対象地区の大学において、各学生によるボランティアの活動実績と活動報告による大学の単位取得を可能にする。	大学の科目に「地域教育」を作り、通年で地域の学校授業への関わり(主に公立小学校を対象とする)と、その活動報告により単位を認定する。主な目的は上記の点である。教員を目指す学生がボランティアに参加することにより、大学での授業の質を向上させると共に、より社会的な教育を育成する。学生ボランティアの若い力により、地域教育を発展・充実させる。授業内容の多様化により、小学校での教育の質を向上させる。ボランティアがより身近になる社会を創出する。	D	-	大学が他の機関と連携してボランティア活動を取り入れた授業科目を開講することは可能であり、平成17年度に実施されていることも踏まえつつ、授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めていく。大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている。大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している。大学の授業担当教員による成績評価が行われる。などにより、当該大学の授業として適切に位置付けられ行われることが必要と考えます。	ボランティアネットワーク	1055300	(株)ボランティアネットワーク	13 東京都	文部科学省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820230	医学部入学生員要件の緩和		・簡議決定(「今後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・医師の需給に関する検討会報告書(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日 地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日 政府・与党)	・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10名に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認めています。			医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えていますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。	1 1 2 4 0 3 0	兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820240	医学部入学生員要件の緩和		・簡議決定(「今後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・医師の需給に関する検討会報告書(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日 地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日 政府・与党)	・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10名に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算出し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。			医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えていますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。	1 1 2 4 4 0 0	兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820250	学校給食調理業務で食材発注権を民間給食企業へ	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和60年)	学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	民間給食企業は食材について深い知見を有くんでおり、トータルでの食料調達においてトータルでの食料調達を行い、安全を確保した食料の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理士に限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食料を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理労働の効率化は進んでいるが、調達する食材部分の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の約的負担化4年間で90億円削減された。現在、食材3は父兄の負担であるが、民間への発注権移管が実施されれば、現在の1食2.20円の食材コストが2割削減され、全国小学校だけで父兄の負担は60.0億円減ると予想される。				民間企業に食材発注業務を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断に委ねられているところです。 ただし、学校給食費の低下を招くことのないよう十分配慮するという観点から、献立の作成は設置者が直接責任をもって実施するとともに、食材発注においては、物資の購入等における衛生管理、安全の確保について、学校給食の実施者の意向を十分反映するような管理体制を設けていただくよう、学校給食業務の運営の合理化について、(昭和60年1月21日文体給57)で申し上げているところです。	1 0 3 0 8 1 0 0	社団法人 日本 ニュービ ジネス協 議会連合 会	13 東京都	文部科学省	
0820260	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の弾力化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	(財産の処分の制限) 第22条 補助事業等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けて使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。	国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校校舎、特別養老ホーム(特養)等の公共施設等の整備を行うものとする社会福祉法人(建設や運営に対して地方公共団体が補助を行うものに限る)に対してその土地を地方公共団体が無償で貸付けた場合は、廃校校舎に係る国庫補助相当額の国庫納付を免除する。	【背景】 横浜市では、平成22年度までの5年間に特養4500床の新規整備目標を掲げて取り組みを進めています。市街化調整区域への立地が著しく市域の緑が減少し続けています。一方、市街化区域の公立学校は児童数の減少により統廃合が進み遊休資産化しており、安全管理上の課題も抱えています。これらの政策課題を同時に解決するために廃校校舎の特整備を奨励し、又、新鮮でかつ低コストの食料を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理労働の効率化は進んでいるが、調達する食材部分の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の約的負担化4年間で90億円削減された。現在、食材3は父兄の負担であるが、民間への発注権移管が実施されれば、現在の1食2.20円の食材コストが2割削減され、全国小学校だけで父兄の負担は60.0億円減ると予想される。			地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設については、補助金等の経済的価値が残存する限り、当該地方公共団体は学校施設として使用し補助目的を達成することが求められ、他の用途へ転用する際は文部科学大臣の承認を受けた上で、原則として補助金相当額の国庫納付金を納付することとなります。 一方、近年、少子化に伴い、やむを得ず廃校とされた校舎や余剰教室の数が増加する中で、これらの遊休施設の活用が求められており、既存施設の有効活用を推進する観点から、廃校施設等の活用に当たっては、国庫補助の適正な執行に反し、国庫で国庫納付金を免除するなど可能な限り支援しています。 しかし、ご提案いただいたように新たな施設を建設するための取組については、学校施設整備のために投入された補助効果を喪失することとなるため、国庫補助の適正な執行の観点から、慎重な審査を要するものと考えます。また、新たな施設整備のために国庫補助を受けた施設の取壊しを地域再生計画の支援措置として拡大することは、補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するために転用手段を弾力化するといふ地域再生基本方針の観点から見えないかと考えます。 従いまして、新たな施設整備のための取組について、一律に国庫納付金を不要とすることは困難であると考えます。 なお、個別具体的な財産処分手続については、何かアドバイスができることがあるかもしれませんが、何なりとご相談ください。	1 1 6 4 0 2 0	横浜市	14 神奈川県	文部科学省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0820270	障害者、地域、企業のコミュニティの確立の為に空き教室の有効活用	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律	(財産の処分・制限) 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。	学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、地方公共団体が、文部科学大臣の承認後国庫補助相当額を国に納付する転用手続きが必要とされており、手続きの簡素化を望む。	【提案理由】 高齢者として、少子化、学校の統廃合により学校施設に空きが見られる状況。障害者自立支援法により余剰施設の活用を推進している現状のなか、障害者の活動の場として、地域に密着した活動の場として学校施設は利用しやすい場所であると考える。 【内容】 自治体の仕事、地域の企業の仕事を集約し、余剰教室を利用して作業に従事する事により、地域に密着した雇用が創造できる。 【効果】 障害者の通勤の便利性 保護者の距離の近さ 地域の企業の雇用率確保	D	-	地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設を補助目的以外に使用する場合、公共用又は公用施設として利用すること。補助事業完了後10年超える期間を経過していること、無償による処分であることなどの要件を全て満たせば補助金相当額の国庫納付金の納付が不要となっています。 また、地域再生の観点からは特に、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過していないもの、民間事業者が活用するものであっても国庫納付金を免除できるように制度を緩和しているところ等、公立学校施設は、その学校の設置者である地方公共団体の所有する財産ですので、その財産がどのように活用されるかは、一時的には当該地方公共団体において判断されることとなります。よって、学校教育に支障のない範囲において有休施設を使用することは、地方公共団体の判断により可能ですので、まずは該当の学校を所管する地方公共団体に問い合わせていただくようお願いいたします。 そのほかにも考えられている支援措置がありましたら何なりとご相談ください。		1055120	(株)バンナシャドーキャビネット	13 東京都	文部科学省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0830010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	学校給食法 市町村立学校給与負担法	学校給食法第5条の3において、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員の資格要件等について規定されています。また、学校教育法第28条及びこれを準用する条項において、義務教育諸学校に栄養教諭を置くことができること、栄養教諭の職務として栄養の指導及び管理をつかさどることが規定されています。	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合には、保育所入園児童の給食の献立・栄養量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養量の管理・食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効果的かつ効果的である。 保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合には、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	D	-	学校給食法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることを妨げるものではありません。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合は、学校給食調理等の本務の遂行に支障が出ないよう十分に注意し、給与費を負担する都道府県と調整した上で、栄養教諭を保育所の給食業務に携わらせることは可能であると判断します。 なお、市町村責負担教職員任用制度により、市町村が独自に栄養教諭を任用し、当該栄養教諭が保育所の給食業務を兼職することも可能です。	2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省